

## 5月定例総会議事録

- 1 日 時 令和元年5月31日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正  
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫  
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一  
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄  
神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 溝口事務局長 川上係長 宮原主査 中澤主事
- 7 協議内容
- (1) 開 会 二木 会長代理
- (2) あいさつ 塩原会長
- (3) 議案審査
- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号3番の山崎委員と4番の竹下委員でお願いします。

### ① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u> 全2件 承認
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u> 全1件 承認

- ・塩原議長 1番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑538㎡を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが農地利用集約計画契約の関係で当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんに賃借予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番の畑3,066㎡を洗馬〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員           (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員      朝日村〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番の畑2,526㎡を、洗馬〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長      本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員           (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員           (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。

② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	全4件	承認	片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全1件	承認	洗馬地区	全1件 承認
宗賀・檜川地区	全1件	承認	北小野地区	

- ・塩原議長      1番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員      長野市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する柿沢〇〇〇番の畑225㎡を、塩尻町〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんに経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長      本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員           (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員           (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員      下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する下西条〇〇〇番の畑809㎡を、下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが交換分合ということで所有権移転の申請がありました。地区としては可といたしました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長      続いて3番も説明をお願いします。
- ・百瀬委員      下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する下西条〇〇〇番の畑314㎡を、下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが交換分合ということで所有権移転の申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長      本件につきまして2番3番につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・北澤委員      交換分合の制度がありますが、その制度とは違うんですか？
- ・溝口局長      厳密にいうと違うんですけれども、〇〇〇さんの一部の所が、〇〇〇さんの畑になっておりまして、逆に、〇〇〇さんの一部の所が、〇〇〇さんの畑になって

いる。その部分を交換した方が農業がしやすいということでの申請です。

- ・二木代理 現実的には、今まで作っていて、一部が〇〇〇さんであり、現況に合わせて登記を直すということです。
- ・塩原議長 ほかに意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。2番3番を承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 伊勢原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番2外1筆の田合計951㎡を、洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。荒廃させない、監視するというので地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 松戸市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する長畝〇〇〇番の畑373㎡を、塩尻町〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 吹田市〇〇〇番にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番の畑43㎡を、宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて7番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 松本市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇番の畑280㎡を、広丘郷原〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

塩尻地区	全2件 承認	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区		北小野地区

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 この案件は、追認申請です。長畝〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する長畝〇〇〇番の畑、面積181㎡を住宅用地として農地転用するものです。該当地は、倉庫二棟が農地にはみ出した状態となっています。まず、1つ目の倉庫は、昭和54年に亡き父である〇〇〇氏が、母屋の建築をする際、家財道具等の仮置場及び仮設住宅とするために、以前からあった倉庫・物置を撤去し、建築したものです。元々倉庫が建っていたため、住宅であり農地との認識はなかったものと思われます。また、もう一つの倉庫は、平成19年に別の倉庫の東隣の一部を解体し、新たに倉庫を建築したため、こちらも農地との認識はなかったものです。現在、農地にはみ出した建築された2つの倉庫は、隣接する酒店の倉庫として利用しており撤去は困難と思われます。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘高出〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘高出〇〇〇番の畑、外1筆、合計面積1,318㎡の内869㎡を奨樹園事務所移転に伴う通知・駐車場用地として一時転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地ですが、一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 期間は、どのくらいですか。
- ・委員 期間は、2年間ということです。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を塩尻地区でお願いします。

- ・小澤委員 この案件は、追認申請です。柿沢〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する柿沢〇〇〇番の外1筆の畑、合計面積2,615.96㎡を住宅用地として転用するものです。今回、住宅建築する計画を進める中で発覚したものです。当該地は、申請者の亡き母である〇〇〇さんにより、昭和53年に新築・昭和57年に増築された住宅及び作業場・物置ですが、30年以上前に亡くなっており、当時の申請が全く分からない状況となっています。住宅及び作業場・物置は、現在も使用しており、農地への復旧は困難と思われます。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、消極的2種農地ですが、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・伊藤委員 面積的に2,615㎡ということで非常に面積が大きいですが、全部宅地になっているということですか？
- ・小澤委員 場所は、塩尻峠あがっていった所の東山食堂に西側になるのですが、昔は旅館〇〇〇館の経営をしていたということで、結構面積が広くて、荒地地にもなっています。今回の申請については、2反歩くらいになる。  
本人もまったくどうして農地になっているか分かっていなかった。今回長男が家を建てたいということで申請したら発覚したようである。
- ・二木代理 議案第4号の3とのからみがある。サウナをやって所はすべて農地だったんだね。山の中の農地であったんだね。
- ・小澤委員 まったく畑にはならないところである。全部を宅地として登記するのかわかりません。
- ・塩原議長 事務局で補足説明をお願いします。
- ・川上係長 山林化しているところについては、山林として登記していくということです。今回の4条・5条申請のところ以外は、山林として登記をしていく予定です。
- ・小澤委員 外2筆とあるが、そうですか？
- ・川上係長 外1筆の間違いです。〇〇〇番と〇〇〇番の2筆です。
- ・塩原議長 外にご意見ありますでしょうか？
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区
宗賀・檜川地区		北小野地区 全2件 承認

- ・塩原議長 1番を北小野地区でお願いします。
- ・後藤委員 この案件は、前回保留となった追認申請です。辰野町〇〇〇番にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇番の畑、面積264㎡を、北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんに所有権を移転し、山林として農地転用するものです。〇〇〇

さんが代表を勤める〇〇〇が山林保全の事業の一環として、所有権に隣接する林の購入を検討していたところ発覚したもので、雨氷被害により立ち枯れとなっていた赤松の伐採を行う前は周辺と同様、山林となっていたため、農地との認識がなく植林したものです。該当地は、周囲を山林に囲まれた斜面であり、県の信州の森林づくり事業の対象となっているため、農地への復旧は困難と思われまゝ。この農地は、都市計画区域外です。農地区分は、消極的2種農地ですが、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては、この〇〇〇さんが太陽光を積極的にやった方で山林が太陽光になってしまふということが懸念されましてこの事業以外に転用は不可という内容を付けて可といたしました。総会の意見ををお願いします。

・塩原議長 この案件は、前回保留になった案件です。これにつきましては、二木会長代理が現地におもむきまして、お二方としっかり話をし上での結論でございます。事務局から、補足説明をしていただきます。

川上係長 信州森林づくり事業の補助金というものがあまして、補助対応をしている部分であります。補助金の交付条件というものがあまして、完了年度翌年度から起算して5年以内に転用する場合は、補助金返還となるということがありますので、お伝えをしておきます。実際に、〇〇〇で施業をやっていくのですが、今後まだ、下草刈り等で補助事業が予定されていますので、その補助事業が終わって5年間は、転用がないということになると思います。

・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

・北澤委員 北小野で太陽光の開発の話があるのですが、それとは、関係ないですよね？

・川上係長 関係はないと思います。

・塩原議長 外に委員より意見質問ありますでしょうか。

・委員 (「異議なし」の声)

・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

・委員 (全員挙手)

・塩原議長 本件は承認されました。同じく2番を北小野地区でお願いします。

・赤羽委員 この案件は、追認申請です。北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇番の畑、面積185㎡を、岡谷市〇〇〇番にお住いの〇〇〇さんに所有権を移転し、農家分家住宅用地として農地転用するものです。この該当地は、昭和61年に転用許可を受けて住宅建築をしましたが、敷地の境界を確認しないまま建築を行い、北側へ一部はみ出して建築してしまったもので、既存建物は、現在も住宅として利用しており、農地への復旧は困難と思われまゝ。この土地は、都市計画区域外です。農地区分は、消極的2種農地ですが、位置的代替性がなく、周辺農地に影響がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。

・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

・委員 (「異議なし」の声)

・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

・委員 (全員挙手)

- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員 この案件は、追認申請です。柿沢〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する柿沢〇〇〇番の外1筆の畑、面積545㎡を、大門五番町〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに使用賃貸借権を設定し住宅用地として農地転用するものです。該当地は、先ほど4条の追認申請があった柿沢〇〇〇番の隣接地ですが、30年以上前から山林化しているため、今回、住宅用地として転用することで違法状態を解消するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、消極的の第2種農地ですが、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	全4件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区		北小野地区 全1件 承認

【報告】 事務局 川上係長 3条届出 6件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので可といたします。

⑥ 議案第6号 農地法第4条の規定による届出について

塩尻地区		片丘地区
広丘・高出・吉田地区	全2件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区		北小野地区

【報告】 事務局 川上係長 4条届出 2件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第4条の規定による農業用施設の届出について

塩尻地区		片丘地区
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区 全1件 承認
宗賀・檜川地区		北小野地区

【報告】 事務局 川上係長 4条届出 1件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地法第5条の規定による届出について

塩尻地区	全4件 承認	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	全3件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区

【報告】 事務局 川上係長 5条届出 8件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑨ 議案第9号 農地保有合理化促進事業による幹旋適格認定について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全3件 承認</u>	<u>洗馬地区 全3件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 ○○○が所有します広丘野村○○○番の田839㎡を自作地売買、保有合理化促進事業により広丘野村○○○番地にお住まいの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 ○○○が所有します洗馬○○○番の畑、1,371㎡を自作地売買、保有合理化促進事業により松本市○○○番地にお住まいの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 ○○○が所有します広丘野村○○○番1外2筆の田、合計4,057㎡を自作地売買、保有合理化促進事業により広丘吉田○○○番地にお住まいの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。4番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘堅石○○○番地にお住まいの○○○さんが所有します広丘堅石○○○番の田外1筆合計面積4,407㎡を自作地売買、保有合理化促進事業により○○○に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)



- ・塩原会長 本件は承認されました。続いて5番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 松本市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑6,529㎡を自作地売買、保有合理化促進事業により〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。同じく6番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 松本市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑2,380㎡を自作地売買、保有合理化促進事業により〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。

⑩ 議案第10号 農地利用集積計画について

塩尻地区	全22件 承認	片丘地区	全12件 承認
広丘・高出・吉田地区	全28件 承認	洗馬地区	全8件 承認
宗賀・檜川地区	全8件 承認	北小野地区	全31件 承認

- ・塩原会長 次の議案に委員に対象者がおりますので、二木会長代理は退室ください。(二木会長代理 退室)
- ・百瀬委員 塩尻地区新規面積2,843㎡筆数3、再設定面積50,728.12㎡筆数47。合計面積53,571.12㎡50筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区新規面積1,000㎡筆数1、再設定面積34,649㎡21筆。合計面積35,649㎡22筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区新規面積4,473㎡筆数3、再設定面積58,186㎡33筆。合計面積筆数62,659㎡の36筆すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区新規面積2,894㎡筆数2、再設定面積17,897㎡筆数12です、合計面積筆数20,791㎡筆数14です、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・平林委員 宗賀地区新規面積・筆数0、再設定面積15,219㎡筆数12、合計面積筆数15,219㎡12筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・赤羽委員 北小野地区新規面積13,666㎡筆数17、再設定面積33,301㎡筆数は34です、合

計面積筆数 46,967 m<sup>2</sup> 51 筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。

- ・塩原議長 新規面積総合計 24,876 m<sup>2</sup>筆数 26、再設定面積 209,980.12 m<sup>2</sup>筆数 159。総合計 234,856.12 m<sup>2</sup>筆数 185 すべて可といたします。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・宮原主査 (4件7筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。(二木代理 入室)
- ・荒川委員 議案第10号の3番備考の所で、65番から109番までは、今回、農地中間管理事業で新たにやったものですね。そういうことでいいですね。
- ・溝口局長 そういうことでいいです。
- ・荒川委員 番号65の〇〇〇さんの7,635 m<sup>2</sup>はどういうことをいっているのですか？
- ・溝口局長 65の案件の4筆の〇〇〇を通して〇〇〇さんが利用権を設定する面積の合計面積です。
- ・伊藤委員 〇〇〇さんと〇〇〇さんは載っているけど、〇〇〇さんは抜けているがどうしたのですか？
- ・溝口局長 失礼しました、〇〇〇さん抜けておりましたので、合計出してからご報告いたします。〇〇〇さん合計が7,776 m<sup>2</sup>です。追記をお願いいたします。
- ・古田委員 解除条件付き〇〇〇さんは解除条件付きだけれどもどういう条件なんですか？うまくいかなかったら、返さなければいけないということですか？その場合、中間管理機構の扱いはどうなるのですか？
- ・二木代理 どうなるかね？〇〇〇みたいになったら困から。
- ・古田委員 中間管理機構でしっかり管理してもらわなければいけないということですね。
- ・塩原議長 次に進んでよろしいでしょうか。

#### 塩尻市農業経営改善計画認定（認定農業者）について（農政課 上條主事）

##### 認定農業者について

塩尻地区		片丘地区	全1件 承認
広丘・高出・吉田地区	全3件 承認	洗馬地区	全2件 承認
宗賀・檜川地区	全2件 承認	北小野地区	

- ・塩原会長 認定農業者について農政課担当者よりお願いします。
- ・農政課上條 (資料に従い説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・塩原議長 ないようでしたら、新規認定業者3人、再認定5人合計8人につきまして、承認いただける委員の挙手を求めます。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので承認されました。

・塩原議長　　以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

① (松本農業改良普及センター 北澤氏による概況説明)

・塩原議長　　意見質問ありますでしょうか。

・酒井委員　　昨年りんごで問題になったその後の処分は終わったのですか？

・北澤氏　　昨年怪しいものは抜き取って処分いたしました。今、出た畑を調査しております。確認をしているところでございます。病斑とか見つからなかったのですが、今年雨が少ないということです。雨によって孢子が飛散するんですけども、これからの季節が心配であるということで継続して農協と一緒に動いているところです。

②その他

塩尻市農業振興整備計画の総合見直しについて (稲葉主事説明)

新体育館建設工事の表土について (新体育館建設プロジェクト佐々木係長)

(5) 閉　　会　　二木　会長代理

午後3時47分終了